

入 札 心 得 書

入札者は次の事項を遵守して入札をすること。

- 1 入札者は指定された入札の日時及び場所に遅れないように参集しなければならない。
 - 2 入札者は契約書（案）、仕様書等を熟覧し、自己の氏名を表記した封筒に所定の様式の入札書を入れて提出すること。
 - 3 代理人が入札に参加する場合は、入札をする権限を有する者の委任する委任状を携行し、入札開始の前に提出しなければならない。
 - 4 入札者は一旦提出した入札書の書換え、引換え又は撤回することができない。
 - 5 無効入札の主なものは次のとおり。
 - (1) 入札に参加する資格のない者のした入札、又は代理権の確認を受けない代理人の行った入札
 - (2) 入札書の記載事項のうち入札金額、入札者の氏名その他主要な事項が識別しがたい入札
 - (3) 入札者又はその代理人が2以上の入札をしたときは、その全部の入札
 - (4) 他人を脅迫し、その他不正の行為によってした入札
 - (5) 入札に関する条件に違反した入札
 - (6) 入札者が不当に価格をセリ上げ、又はセリ下げる目的をもって連合その他不正の行為をしたと認めるときは全部の入札
- 以上の入札の効力は入札執行職員が決定する。この場合、当該入札者はその決定に対し異議を申し立てることはできない。
- 6 再入札は1回を限度として行う。なお、この再入札には当初の入札において無効入札をした者及び辞退したとみなされた者は参加することができない。
 - 7 入札者は入札執行職員の指示に従って入札しなければならない。